〔公印省略〕

４太介第１１７号

令和４年５月１９日

市内　地域包括支援センター

居宅介護支援事業者

介護老人福祉施設

介護老人保健施設

介護医療院　　　　　　各位

太宰府市長　楠田　大蔵

　　（介護保険課介護保険係）

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いの終了に

ついて（通知）

　日頃から、本市の介護保険事業の運営にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

要介護認定において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、更新申請の際、認定調査を行わず、原則として有効期間を12ヶ月延長する対応を実施しておりましたが、この取り扱いは5月31日をもって終了します。

6月1日申請受付分より、認定調査を通常どおり実施します。

病院や施設等の方針により、面会ができない場合及び本人や家族が調査へ拒否を示す場合等、調査が困難な場合は、12ヶ月延長の対応も行います。

その場合は、申請書の裏面「その他特記すべき事項」に、調査が困難な事情、身体の状況に変化がない旨及び本人同意済みであることを明記し、申請いただきますようお願いします。

　ご不明な点等ありましたら、下記までお問い合わせください。

太宰府市健康福祉部介護保険課介護保険係

〒818-0198　太宰府市観世音寺一丁目１番１号

電話（092）921-2121内線371・370・372

FAX（092）925-0294